

船舶事故調査報告書

平成25年2月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成24年5月27日 03時30分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市城ヶ島南西方沖 城ヶ島灯台から真方位236° 4.1海里（M）付近 （概位 北緯35° 05.8′ 東経139° 32.4′）
事故調査の経過	平成24年5月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{まさ} 政丸、4.9トン KN3-14046（漁船登録番号）、個人所有 10.88m（Lr）×3.13m×1.31m、FRP ディーゼル機関、404.50kW、平成10年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年12月5日 免許証交付日 平成24年2月3日 （平成29年9月17日まで有効） 同乗者A 男性 64歳
死傷者等	軽傷 2人（船長及び同乗者A）
損傷	本船 船首船底外板破口 灯浮標 ハンドレール曲損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aを乗せ、一本釣り漁を終えて東京都大島町岡田港北方沖から三浦市三浦漁港に向けて北東進した。 船長は、操舵室で立って操船を行い、自動操舵により、対地速力約16.0ノットで航行中、途中で数隻の貨物船を左転して避航し、本船は、徐々に城ヶ島南西方沖浮魚礁灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）寄りに航行する進路となっていた。 船長は、ふだん、岡田港沖から帰航する際、本件灯浮標付近を通航していないので、本事故当時、本件灯浮標の存在を失念し、三浦漁港に向けて航行していた。 船長は、衝突の約2～3分前、右舷前方約2Mの所に西進する貨物

	<p>船を認め、同船の船首方を通過しようとして自動操舵により徐々に左転して航行を続け、平成24年5月27日03時30分ごろ本件灯浮標に衝突した。</p> <p>本船は、船首船底破口部から浸水したが、僚船に連絡して伴走され、自力航行で三浦漁港に入港した。</p> <p>船長は、左前額部裂創、甲板にいた同乗者Aは、左膝前十字じん帯損傷、腰部挫傷等と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>本件灯浮標は、黄色X形頭標1個付きの黄色やぐら形をしており、直径が約8m、高さが約7.35mで黄色球形の浮体に取り付けられた支柱上に光達距離5Mの灯色黄色の灯器があり、暗くなったら点灯するようになっていた。</p> <p>本件灯浮標は、レーダー映像で確認でき、本船のGPSプロッターに船長がマークを設定していた。</p> <p>船長は、本件灯浮標の存在を知っていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、城ヶ島南西方沖を三浦漁港に向けて北東進中、船長が、ふだん、帰航する際、本件灯浮標付近を通航していないので、本件灯浮標の存在を失念していたことから、右舷前方の貨物船の船首方を通過しようとして左転し、本件灯浮標に向けて航行することとなり、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が城ヶ島南方沖を三浦漁港に向けて北東進中、船長が、ふだん、帰航する際、本件灯浮標付近を通航していないので、本件灯浮標の存在を失念していたため、右舷前方の貨物船の船首方を通過しようとして左転し、本件灯浮標に向けて航行することとなり、本件灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船位の確認を行うこと。 ・見張りを適切に行うこと。